

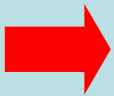
「広域・大規模災害時における指定都市市長会の確認事項」 における行動計画策定の方向性について

行動計画を検討する上で踏まえるべき状況

- 指定都市市長会では、国に対し、広域支援の枠組みにおいて指定都市を位置付けるよう要望している。
- 国においても、災害対策基本法で広域支援における国の調整規定を整備し、全国的な支援を行う際の枠組みを検討している。
- 対口支援の調整や情報収集等にあたっては、指定都市市長会単独ではなく、国や知事会などと連携した取り組みが必要となる。

広域・大規模災害発生時の指定都市市長会の活動をより実効性あるものとするためには、国の検討している枠組みとの整合性や、知事会との役割分担・連携方策について検討する必要がある。

一方で、災害はいつ発生するか予測できず、災害発生時に指定都市市長会が活動するための体制・手順については、早急に準備しなければならない。

 指定都市市長会内の体制・手順を先行して整備し、国や知事会などとの調整については、国の広域支援の枠組みの検討状況等を踏まえ、今後も継続して検討。

行動計画の策定にあたり決定すべき事項①（計画の適用・組織体制）


論点1 行動計画の適用の有無はどのように決定するか。

 災害発生 の 範囲, 状況等を 勘案し, 会長が 決定する。


今後検討・調整を要する事項

○行動計画を自動的に適用する条件を設定するか(地震の震度, 被害の範囲など)

論点2 現地支援本部設置都市, 支援隊派遣都市をどのように定めるか。

 一定の目安となる地域ブロックを基本とする。これにより難しい場合, 会長が定める。

論点3 中央連絡本部, 現地支援本部の責任者は誰か。

 中央連絡本部の本部長は, 会長とする。現地支援本部の本部長は, 現地支援本部設置都市の市長とする。

行動計画の策定にあたり決定すべき事項②（各本部の役割）

論点4 現地支援本部の役割は何か。

現地支援本部の業務は下記のとおりとする。



- (1) 被災地における情報収集及び支援要請の内容の把握
- (2) 被災地に派遣された各市支援隊への情報提供等のサポート
- (3) 被災地の災害対策本部等への情報収集要員の派遣
- (4) 中央連絡本部との連絡調整

論点5 中央連絡本部の役割は何か。

中央連絡本部の業務は下記のとおりとする。



- (1) 各指定都市及び現地支援本部との連絡調整
- (2) 国の災害対策本部、関係省庁や全国知事会・全国市長会との連絡調整

今後検討・調整を要する事項

○都道府県に設置される現地対策本部等との連携方策

○国の広域支援の枠組みや全国知事会の対口支援調整等における連携方策

行動計画の策定にあたり決定すべき事項③（支援の時期・各市との関係）

論点6 指定都市市長会としての支援はどの時期まで継続すべきか。



指定都市市長会としての支援体制は、被災地の状況や対口支援への移行状況を見ながら、随時見直しを行う。

今後検討・調整を要する事項

○行動計画の運用のために指定都市市長会が行う研修のあり方

広域・大規模災害発生時の指定都市市長会活動イメージ

